

軽自動車税が変わります

軽自動車（四輪車・三輪車）の税額

初度検査の日（※）に応じて、平成27年度以降の税額が変更となります。

※初度検査の日：車両が軽自動車協会に初めて登録申請され、受理された日（新車新規登録の日）。中古車の場合は、最初の所有者による登録日。

車種区分 (すべて660cc以下)			税額(年額)		
			平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両(現行税額と同じ)	平成27年4月1日以後に初度検査を受けた車両	平成28年4月1日以後に初度検査の日から13年を超える車両(重課税)
軽自動車	四輪乗用	自家用	8,600円	10,800円	12,900円
		営業用	6,600円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,800円	5,000円	6,000円
		営業用	3,600円	3,800円	4,500円
	三輪		3,700円	3,900円	4,600円

- 例1：平成27年4月1日に初度検査を受けた軽自動車を購入した場合
平成27年度～平成40年度は税額10,800円。平成41年度から12,900円。
- 例2：平成27年3月に、平成20年8月に新車として登録された軽自動車（中古車）を購入した場合
平成33年度までは現行と同じ8,600円。初度検査から13年を超えた平成34年度からは、12,900円。

・税額の据え置き特例措置

平成27年3月31日までに登録された軽自動車は、現行の税額が適用されます。

（軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるため、平成27年度は平成27年4月1日に初度検査を受けた車両にのみ、新税率が適用されます）

・経年車への重課税

平成28年度から、自動車が環境へ与える影響を考慮して、平成28年4月1日現在で初度検査から13年を超えた軽自動車は、普通車同様に重課税が適用されます。

平成27年度の原動機付自転車・二輪車等の税額について

平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）により、原動機付自転車・二輪車等に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期することが検討されています。そのため、広報平成26年10月号（No.712）で、原動機付自転車・二輪車等について平成27年度から新税額が適用になるとお伝えしましたが、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

軽自動車・

3月中旬に

原動機付自転車などの

廃車手続きはお早めに

軽自動車や原動機付自転車（原付）、農耕車、二輪の小型自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更の手続きをしても、その年の1年分が課税されます。

廃車などの手続きは車種により届け出先が異なります。左表の場所で早めに手続きをしてください。

また、標識（ナンバー）を付けたまま解体業者などに譲渡した場合、廃車手続きがされず、課税される人がいます。手続きが終わっているか業者に確認をお願いします。

車種	届出先	電話番号
・二輪（～125cc） ・小型特殊自動車（農耕用・その他）	税務課 市民税係	42・1291
二輪（125cc超～250cc）	（一社）全国軽自動車協会連合会 高知県事務取扱所	088・842・4311
二輪（250cc超～）	高知運輸支局	050・5540・2077
軽自動車	軽自動車検査協会 高知事務所	050・3816・3125

税務課 市民税係

☎42・1291

骨の健康について

骨粗しょう症は骨量が減少し骨折しやすくなります。食事はカルシウム（乳製品など）やビタミンDを多く摂取し日光浴をすることでも体内で合成されます。散歩で運動量を増やすと骨塩量の減少を予防することができます。暖かくなれば軽めの運動からはじめましょう。



Neo Resort
CHIHIRO HOSPITAL

内科・消化器内科・循環器内科・小児科
呼吸器内科・外科・肛門外科
リハビリテーション科

医療法人 千博会
ネオリゾート

ちひろ病院

〒785-0008 須崎市中町 1-6-25
TEL 42-2530 FAX 42-2532
〔併設施設〕居宅介護支援事業所 ちひろ